

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業価値の継続的な増大を目指し、健全で透明性の高い経営が実現できるよう経営体制・組織等を整備し、効率よく必要な施策を実施していくこと、並びに法令・社会規範の遵守を徹底し、企業の社会的責任を果たすことをコーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社リーコム	796,200	30.18
滝西 竜子	504,300	19.11
中村 英生	131,600	4.98
株式会社SBI証券	105,500	3.99
日本証券金融株式会社	96,800	3.66
小野 昭	62,500	2.36
松井証券株式会社	48,000	1.81
井筒 象二郎	36,900	1.39
GMOクリック証券株式会社	32,400	1.22
山中 浩次	27,800	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

更新

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮田 彰彦	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮田 彰彦	○	独立役員に選任しております。	宮田彰彦氏は、長年の投資・運用業界での経験から企業価値向上に関する幅広い知見を有しており、取締役会の意思決定に際して適切な助言・指導を期待できるためであります。また、同氏は、主要株主及び主要取引先の出身者でなく、当社との間に特別の利害関係もないため、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じることがないとの判断から、当社独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人との緊密な連携を目的に、会計監査人から監査手続きとその実施結果について定期的に報告を受け、意見交換会を実施しております。また、必要に応じて内部統制等に係る現状や課題を協議し、監査の有効性と効率性を高めることに努めております。

監査役は、内部監査部門の実施した監査結果報告書やNEFICS委員の報告書を定期的に閲覧し、必要に応じて意見交換会を実施する等の連携を図っております。また、各々が実施した監査結果の情報を共有することにより、課題の審議、検証等を通して監査の充実と効率化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田端 博之	公認会計士													
村本 道夫	弁護士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田端 博之	○	独立役員に選任しております。	田端博之氏は、監査法人での監査経験を有する公認会計士であり、財務・会計に関して高い知見を有しているためであります。また、同氏は、主要株主及び主要取引先の出身者でなく、当社との間に特別の利害関係もないため、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じることがないとの判断から、当社独立役員に選任しております。

村本 道夫	○	村本道夫氏は、当社のコンプライアンス委員会の委員長を務めるなどしておりますが、多額の報酬を伴う取引等はないため、独立性に与える影響はないと判断しております。	村本道夫氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた視点で経営の監視と有効な助言を期待できるためであります。また、同氏は、主要株主及び主要取引先の出身者でなく、当社との間に特別の利害関係もないため、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じることがないとの判断から、当社独立役員に選任しております。
-------	---	--	---

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	3 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

――

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社取締役に対しては、当社グループの中長期的な企業価値向上に対する意欲及び業績向上に対するコミットメントをより一層高めるため、当社の監査役に対しては、当社グループの経営の健全性の確保とともに適切な提言・助言等を通じた企業価値向上に対する意識を高めるため、平成29年12月22日開催の当社取締役会において新株予約権（有償ストックオプション）の発行を決議しております。

なお、本新株予約権の割当対象者は、当社取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社取締役であり、発行する本新株予約権の総数は348個（本新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式100株。本新株予約権の目的となる株式の総数は、当社普通株式34,800株。）であり、行使価額は3,705円（平成30年4月1日付にて1株につき2株の株式分割の実施により調整後行使価格は1,853円）であり、行使については、株価が一定の値を下回った場合に強制行使する条件が付いております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役
-----------------------------------	-------------------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、当社の取締役及び従業員並びに当社の子会社取締役に対しては、当社グループの中長期的な企業価値向上に対する意欲及び業績向上に対するコミットメントをより一層高めるため、当社の監査役に対しては、当社グループの経営の健全性の確保とともに適切な提言・助言等を通じた企業価値向上に対する意識を高めるため、平成29年12月22日開催の当社取締役会において新株予約権（有償ストックオプション）の発行を決議しております。

なお、本新株予約権の割当対象者は、当社取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社取締役であり、発行する本新株予約権の総数は348個（本新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式100株。本新株予約権の目的となる株式の総数は、当社普通株式34,800株。）であり、行使価額は3,705円（平成30年4月1日付にて1株につき2株の株式分割の実施により調整後行使価格は1,853円）であり、行使については、株価が一定の値を下回った場合に強制行使する条件が付いております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2018年3月期の取締役及び監査役に対する役員報酬は次のとおりです。

取締役 37,200千円
監査役（社外監査役を除く。） 8,700千円
社外役員 7,200千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の決議に基づく報酬限度額の範囲内で、職務、実績等を総合的に判断して決定しております。報酬額につきましては、取締役は平成17年6月29日開催の定時株主総会において年額150,000千円以内、監査役は平成14年6月27日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内とすることを決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

更新

管理部門が社外取締役及び社外監査役をサポートしており、取締役会等の会議スケジュール管理、重要事項の連絡及び書類の発送等を行っております。また、監査役の監査業務に必要な社内管理資料の収集等については、各関連部署がサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

監査役設置会社制度を採用している当社においては、経営の透明性の向上と経営監督機能の強化を図るため、定例取締役会を毎月開催し、取締役会において経営方針や経営戦略の策定のほか、業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等を行っております。

当社は、取締役4名で構成する取締役会を、原則として月1回以上開催し、取締役及び監査役の全員が出席し、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定及び社長並びに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。

社外取締役ににつきましては、経営陣・主要株主・主要取引先から独立した立場にある、会社と利害関係のない、見識・知識が高い有識者を選任し、中長期的かつ客観的な意見を取り入れることにより、経営の健全化の維持・強化を図っております。

当社は監査役制度を採用し、常勤監査役1名と社外監査役(非常勤)2名による計3名の監査役は、取締役会への出席、各部門長及び内部監査室からの報告等により、取締役の業務執行状況について監査しております。監査役会は、原則として月1回開催され、法令、定款及び監査役会規程等に従い、監査役の監査方針、年間の監査計画等を決定しております。監査の実施内容については、各監査役が毎月、監査役会に報告し、情報の共有化及び監査計画の進捗確認等を行っております。また、監査役と代表取締役社長との定期的な会合を持つことで、経営者である代表取締役社長の業務の執行状況を直接把握する体制を整えております。

社外監査役ににつきましては、経営陣・主要株主・主要取引先から独立した立場にある、会社と利害関係がない、見識・知識が高い有識者を選任し、客観的な意見を取り入れることにより、経営の健全化の維持・強化を図っております。また、監査役会に対して業務執行状況を報告する機会を設けるなど、業務執行に対する監査役の監査機能を果たせる仕組みを構築することにより、監査役の機能を有効に活用しながら、経営に対する監査機能の強化を図る仕組みを構築しております。

当社では、業務執行体制の強化を目的に執行役員制度を導入しており、取締役会において、それぞれ統括する部門に関する適時適切な報告体制を設けることにより、事業運営の迅速化、効率化及び内部統制、事業リスク等への対応に取り組んでおります。

また、取締役会のほか各部門の現状把握や懸念事項及び事業リスクや対策等の情報が速やかに活かされるよう、原則として月1回、取締役、執行役員、関係部門責任者で構成する経営会議を開催しております。

なお、当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金100万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社は、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定並びに社長及び取締役の業務執行状況を監督・監視する取締役会に、新たに社外取締役を1名選任することによりコーポレートガバナンスを強化し、社外監査役2名と常勤監査役による監査が行われることに加えて、内部監査室が内部統制の整備運用状況の監督・被監査部門への指示を行うことで、より業務執行の監督・監視が充実し、効果的に機能すると判断し、当該企業統治の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご出席いただけるように集中日を回避し、決算・監査日程との関係などを考慮して開催日を決定しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社HPにて掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示情報及びPR情報の掲載、代表者のメッセージ、財務情報、株主情報等株式に関わる情報を掲載しております。また、四半期毎の決算発表に合わせ決算説明資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	金融商品取引法等及び取引所の定める適時開示規則に準拠した情報の開示に努めます。諸法令や適時開示規則等が定める重要事実に該当しない情報であっても、株主・投資家の皆様にとって有用であると判断されるものにつきましては、可能な範囲で積極的かつ公平な情報開示に努めております。 また、当該情報に関して社外から問い合わせがあった場合には、適時性や公平性を損わない範囲内において、誠実に回答するよう努めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を決議し、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。また、平成25年3月に取締役会の諮問機関として、外部の弁護士を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社並びに子会社の取締役及び使用人全員を対象に、コンプライアンスマニュアルの配布、階層別コンプライアンス研修の実施、各種規程類の整備等を通じて、公正で正しい倫理感に基づいた企業活動を行うことを徹底するとともに、違反行為を認知した場合の通報窓口を設置する等、コンプライアンス体制を強化しております。

<内部統制システムの整備に関する基本方針>

当社は、取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備について次のとおり決定しています。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業の存続を継続するためにコンプライアンスの徹底が必要であるとの認識のもと、取締役、監査役及び使用人が公平で高い倫理感に基づいて行動するため各種研修の機会を提供すること等をはじめ、コンプライアンスマニュアルを整備する等して、全社を挙げて社会的責任を果たしていくことに努める。

代表取締役社長直轄で定期的に実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令・定款及び社内諸規程に準拠して適正に行われているか、また会社の制度・組織、諸規程が適正であるかを公正普遍に調査・検証することにより、会社の財産の保全ならびに経営効率の向上に努めている。内部監査の結果は、代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門及び所轄部門長へ改善指示書に基づいた内部監査改善実施計画書の提出及び改善の実施を義務付ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し保存している。取締役及び監査役は文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスクとして個人情報の流出の可能性が考えられるため、個人情報保護方針を打ち出し、業務ガイドラインを策定する等、規程の整備と運用を実施しているが、検証と見直し等を図るとともにさらに強化する。

投資、出資、融資及び債務保証に関する案件に対しては、採算性及びリスク評価を行い、必要に応じて外部機関の調査を実施し、その結果を踏まえて取締役会に付議する。新たに生じた重大なリスクについては、取締役会において、すみやかに対応責任者となる役員を定め、対応にあたる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則、月1回以上開催し、業務担当執行役員は権限委譲された各執行役員の業務について、その進捗状況を定期的に取締役会に報告し、取締役会はその内容を検討・分析し意思決定を行う。更なる経営管理機能強化、経営に関する意思決定の迅速化及び事業の活性化を目的として、平成20年6月に執行役員制度を導入した。

(5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

コンプライアンスマニュアルの配布、関係会社規程の制定等を通じてグループ全体においてコンプライアンス体制の構築に努める。子会社の経営においては、各社の自主性を尊重しつつも、月次での営業報告及び財務報告等を受け、また重要な事業戦略等の決定については各種の会議等にて相談・報告を受け、必要な指示指導を行う。結果として、各社の経営状況を適時に把握し強固なグループ経営体制の維持を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するとともに、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。監査役は、監査役会規程に基づいてその他の監査役へ報告する体制とする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、業務執行に係る重要事項を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることのできる体制を構築する。監査役と代表取締役、業務担当役員等との間で、定期的に意見交換会を開催する。また、監査役は必要に応じて会計監査人から説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

<リスク管理体制の整備の状況>

当社は、事業活動全般にわたり生じうるリスクのうち、経営戦略上のリスクについては、担当部門及び担当取締役がリスクの分析、検討を行う他、必要に応じて専門家からアドバイスを受け、経営会議及び取締役会にて審議を行うことにより、最善と考えられる経営判断を行うよう努めております。

また、業務運営上のリスクについては、当社は高い社会的倫理観に立ち、社会的規範や法令及び社内規程を遵守し、事業活動を展開しております。当社の業務運営上のリスクとして想定される個人情報の流出に関しては、平成19年9月25日に認定を取得した「プライバシーマーク」制度に基づき、個人情報保護方針を打ち出し、業務ガイドラインを策定する等、規程の整備と運用を実施するほか、継続的な検証と見直し等のPMS活動を通じて更なる強化に努めております。

<当社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況>

当社は、当社の子会社の業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程に基づき、子会社各社の職務執行状況をワークフローシステム等によって把握するほか、当社代表取締役社長が子会社各社の取締役会に出席して当該子会社の経営状況や経営課題のほか職務執行が効率的に行われること及び法令や定款に適合することを確認する体制を構築しております。また、当社内部監査室が、子会社各社の業務活動が社内規程等に準拠して適正かつ効率的に運営されているかを定期的に監査し、その結果を当社代表取締役社長に報告しております。

<内部監査及び監査役監査の状況>

内部監査は、社長直轄の内部監査室が、年間内部監査計画に基づいて全事業所を監査しております。監査結果は、代表取締役社長に報告され、被監査部門にフィードバックされます。被監査部門は改善状況について報告を行い、内部監査室は必要に応じて再監査を行うことにより監査の実効性を確保しております。

監査役は、内部監査部門の実施した監査結果報告書やNEFICS委員の報告書を定期的に閲覧し、必要に応じて意見交換会を実施する等の連携を図っております。また、各々が実施した監査結果の情報を共有することにより、課題の審議、検証等を通して監査の充実と効率化に努めております。

監査役は、会計監査人との緊密な連携を目的に、会計監査人から監査手続きとその実施結果について定期的に報告を受け、意見交換会を実施しております。また、必要に応じて内部統制等に係る現状や課題を協議し、監査の有効性と効率性を高めることに努めております。なお、社外監査役1名は、公認会計士の資格と監査法人における会計監査の実務経験を有しており、財務・会計に関して高い知見を有しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除への基本方針＞

当社は以前より、法務省の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、反社会的勢力排除を目的とした下記の基本方針を定めて、対応を行っております。

- ・反社会的勢力による不当要求は、担当者や担当部署だけに任せず、代表取締役等の経営トップ以下組織全体として対応する。
- ・反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する。
- ・反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- ・反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- ・反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- ・反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。
- ・反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞

上記の基本方針実現のため、対応を統括する部署・体制、情報の一元管理・蓄積、従業員に向けた研修、対応マニュアルの整備を進めております。

取引先に対しましては、反社会的勢力との関係において疑義が生じた場合、外部の調査機関に確認を依頼し、その結果により取引開始の可否を判断しております。また、契約書締結に際し、反社会的勢力との関係が発覚した場合、契約を解除する旨の条項を盛り込むよう現在も努めております。

従業員等につきましては、入社時に誓約書におきまして過去の反社会的勢力との関係がない旨及び将来において反社会的勢力との関係を持たない旨の誓約をさせており、今後もこれを徹底して行なってまいります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

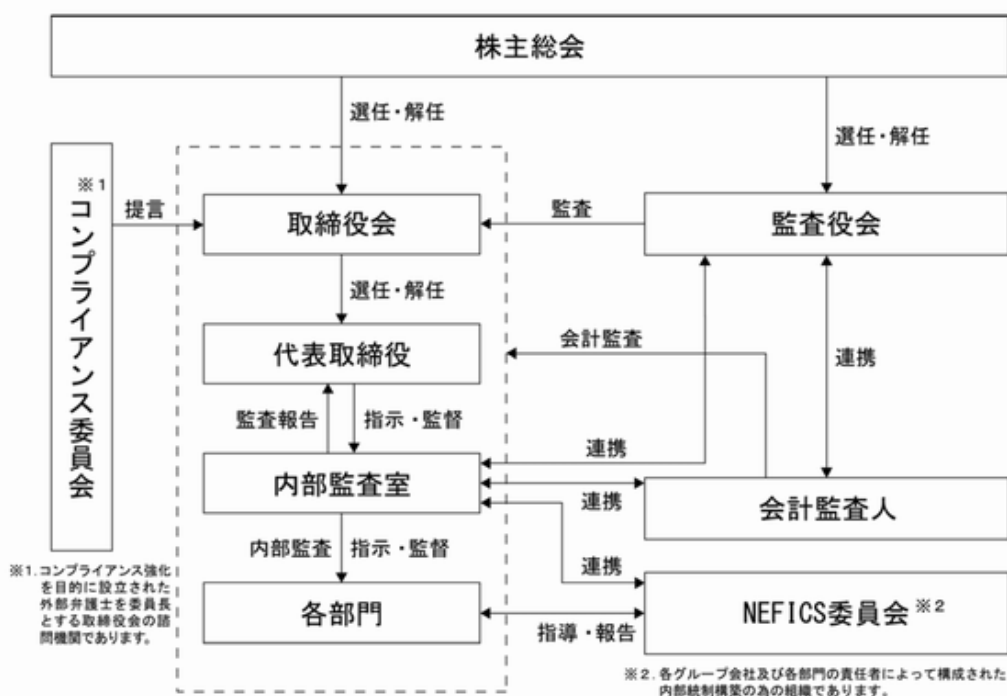
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、コーポレート・ガバナンスを高い水準に保つことが、株主・取引先等から信頼され、ひいては企業価値の向上に資するものであると認識しております。そのような観点から、当社ではコーポレート・ガバナンスの更なる充実に向け、内部統制システムの強化に取り組み、適時適切な情報開示に努めることにより経営の透明性を一層高めてまいり所存であります。

・コーポレート・ガバナンス体制についての模式図



・適時開示体制の概要（模式図）

